

平成 24 年第 12 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 24 年 10 月 29 日（月）午後 4 時

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■議題

議案第 12 号 松阪市体育施設予約システムの利用に関する規則の制定について

- 報告事項
- 1 松阪市体育施設の優先確保に関する要綱の制定について
 - 2 第 53 回松阪市美術展覧会について
 - 3 公民館長の委嘱について
 - 4 平成 24 年 9 月議会について
 - 5 全国学力・学習状況調査について
 - 6 いじめの問題への取組状況に関する緊急調査結果について
 - 7 児童生徒の問題行動等について

委員長 それでは、議案第 12 号「松阪市体育施設予約システムの利用に関する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 （説明）

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 電子媒体で情報を持つということだと思いますが、セキュリティー関係はどのようなになっているのでしょうか。また、システムのプログラムは、市で作成されたものなのか、あるいは既存のものを購入してシステムを組み入れたものですか。あと、5 ページの 18 条ですが、「予約を無効にする」とあるのですが、例えば抽選で当たった方がキャンセルになった場合、キャンセル待ちの方が繰り上げされるのですか。この 3 点確認をお願いします。

事務局 セキュリティー関係につきましては、プライバシーマーク制度をとってみえる業者や I S M S 適合の評価制度に準じた業者を選定しています。システムは、A S P 方式で業者のパッケージを利用させていただくものです。相手先のサーバーを利用します。

事務局 抽選申し込みは、4 か月前の 1 日から 14 日の間に行います。当選された方は 10 日以内に料金を納めていただきます。その 10 日以内にキャンセルの場合は、3 か月前の予約から先着順で決定します。

委員 4 か月前は抽選して、万一キャンセルが出た場合は 3 か月以内であれば先着順ということですか。

事務局 通常予約と優先予約という分け方をしており、抽選申し込みは、優先予約扱いになります。

委員 優先予約の順番については、どこに規定していますか。

事務局 第16条に予約の期間が規定してありますが、(1)の抽選による申し込みは4か月前から、(2)の前項以外の申し込みは3か月前からということで、3ヶ月前になると随時に申し込みができるようになります。

委員 「順番に先着順で決めますよ」ということを周知するのはどこに記載がされていますか。

事務局 まず、抽選申し込みを4か月前から行います。例えば申し込みがなかった場合は3か月前からの通常予約の申し込みに移ります。空き状況で予約可能か確認していただいてその中から申し込んでいただきます。

委員 管理者側がふさいでいくということですか。

事務局 空き状況を確認していただくのは、何月何日空いていればその日は「○」の表記になっています。抽選予約で予約が完了してしましたら「×」の表記になります。ですから、「○」の日は予約可能ということになり申し込みをいただけるということになります。これについては先着順ということになります。

委員 第4条では、「・・・利用者登録を受けなければならない。」となっています。第6条では、「・・・利用者登録をする・・・」となっています。能動態と受動態の表現ですが、主語がどうなのですか。例えば「利用者登録を受けなければならない」というと、利用者登録の主体は教育委員会になりますか。そのところが条文の主体が曖昧な感じに読み取れます。例えば第4条だと、「利用者登録を行い、教育委員会の承認を受けなければならない。」というような文のほうが意図が明確になると思いますがどうでしょうか。

事務局 第4条で「利用者登録を受けなければならない。」という表現ですが、「予約システムから予約を申請しようとする者については登録が必要ですよ。」「空き状況を確認するだけでしたら利用者登録の必要はありませんよ。」という意味合いを持ちます。第6条では、「予約システムを利用しようとする者は」様式を提出してくださいということです。

委員 システムの仕組みですが、4か月前から仮予約するためには登録が必要で、3か月以内であれば一般のIDとかお持ちでない方の申し込みもできるということですか。

事務局 3か月前でも予約システムを利用する方はすべて登録が必要です。

委員 インターネットで予約するのであれば、4か月であれば3か月であれば登録が必要であって、4か月であれば抽選で3か月以内ならば先着順。一般の登録していない者が窓口に行って、直接予約申し込みに来たらそれは予約可能ですか。

事務局 一般の方で登録していなければ、3か月前から予約可能ですが、IDやパスワードの登録は必要です。パソコンが使えない方は、それを窓口で職員が入力して対応します。

委員 例えば、登録していない私が窓口に行って何月何日に貸してくださいと言っても、たとえ空いていても借りることができないということですね。

事務局 まず登録するのが先ということです。ただ、市外や県外の方で、あとにも先にも1回だけ利用の場合は、例えばスポーツ振興課で予約をさせていただいて利用可能ということもあります。

委員長 ほかにありませんか。

委員 (なし)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

委員 (なし)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第12号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第12号は可決いたしました。議案が終わりましたので、報告事項に入ります。報告事項1から7を事務局より説明願います。

事務局 (報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

【報告事項7】

委員 携帯電話のサイトの問題が入っていないですがどうですか。

事務局 ご指摘のように、例えば、このゲームに勝つにはアイテムがいる。ただで入れるが高額なアイテムを買うとうことがあります。また、児童生徒の名前を2チャンネル等で誹謗中傷する。ワンクリック詐欺などがあります。県教委と協力して学校裏サイトのチェックをしています。そこで不適切な書き込みがある場合は、警察等を通じて中止、削除をするようにしています。モバゲー等の活用については、必ず各学校で4時間程度授業をしていただいて、ネットでのモラルやエチケット、基本的な使い方を指導します。保護者には、子どもが携帯電話を持つ時に、多くの場合は親の名前で契約しているので年齢が保護者のものになります。子どもの名前で契約していただくと手立てを講じることができます。業者とも連携しながら、制限がしやすいように親に指導しています。

【報告事項6】

委員 いじめに関わってQ Uを活用しているということですが、経費がかかると聞いていますが予算はどこから出ていますか。

事務局 いじめ対策事業（教育指導費）に入っています。クラスの中で自分がどの位置にいるのか。クラスに満足しているのか。友だちから認められているのか。そういったことを様々な質問から表にします。表から自分がどこにいるのかチェックをしていきます。集計方法で工夫して格安にしています。NPOとも協力しています。

【報告事項4】

教育長 議会での質問について教育委員さんに知っておいていただきたい部分があります。国旗国歌の指導についての質疑の中で、「教育委員はみんな知っているのか。」という問いかけがありました。中身としては、国旗国歌の指導がまだまだ適切に行われていないということです。これについては適切な指導をいろいろな機会を通じて各学校にしているということが一点と、もう一点は、教育現場の中で国旗国歌の指導を強制的に行うというのはそぐわないということを答弁させていただきました。国歌の意味や国歌の持つ役割をねばり強く指導していくというスタンスです。歌わない教職員がいるのではないかとということで、処分をしないのかという指摘もありました。処分を前提とした、あるいは処分を考えたような指導は考えていないと答弁しています。

委員 出席した卒業式ではあまり気にはならなかったです。議員さんでそう言われた方はみえましたが、それ以外の方は立って歌っているような感じでした。

委員 「どういう指導をしているんだ。」とつぶやいているのは聞きました。私的な意見としては、教育長がおっしゃられたように、強制強要すべきではないんだろうなと思います。それが基本理念ですが、愛国精神というのはどういう形にしろ根づかせていく必要があるのかなと思います。オリンピックでは国旗が掲げられて、国歌斉唱されて、日本国民みんなが「ワアッ」って思うんですよね。

委員 この前テレビで、サッカーのカズ選手がフットサルで日本代表になって、ユニフォームを着て国歌を歌えたのが、身体が震えるほど嬉しかったと言うのを聞いて、「そこだよなあ」って思いました。子どもたちはスポーツ選手にあらがれて、オリンピックを目指して日の丸を揚げることを目標にしている。どこかでやはり日本人ということだけは、親が教えていかないと思ったりします。

事務局 いろんな疑問なり、子どもたちの卒業式の状況なりをご指摘いただきました。私もそうです。オリンピックを見ました。国旗が揚がり国歌が流される。涙ぐんでしまいます。そのアスリートがそこに至るまで、どんな苦労があったり、どんな試練があったり、いろんなドラマがあったりというのが目に浮か

んでくる。だから感動もし感激もします。国歌がふっと入ってくる瞬間です。学校教育の中におきましては、学習指導要領というのが大本にあります。国歌が法制化され、学習指導要領の中に指導することが義務付けられました。場面としては、音楽や社会などの中で国旗国歌の指導がなされています。特に卒業式、入学式等、厳粛な中での式を行いなさいということも明記されています。学校の先生は、歌う指導等、いわゆる指導が基本的には大切です。子どもが歌える、覚えるように指導することが大切であり、教育委員会としても学習指導要領に基づいた指導ができる支援をしていきたいと思っています。また、様々な機会を通じて子どもたち、保護者に取り組みを進めていますので、学校支援課としても学習指導要領に書かれている内容に基づき、各学校の取り組みを支援していきたいと思っています。

委員 いじめのことにに関して、10月くらいからいろんなところに行かせていただいて、行くところどころで大津のことは出ます。滋賀の方が一緒に席になることもあるのですが、必ずその話が出て、教育委員会、教育委員の在り方はどうかという話題になります。私自身もいろいろ考えて、自分でもどうしているかわからないようなところがあります。私は保護者として入ったということを考えて、任期がきて替わっても、保護者の人たちをつないでいかなきゃいけないというのはものすごく思っています。校長会でも指導していただいていると思います。今は陰湿になって、犯罪行為にまでおよぶようになって、警察も来てもらわなきゃいけないような現状の中で、いじめるということは、どんな理由があってもしてはいけない。親が子どもを育ててきて、小学校から学校に行って初めて先生にあって、その先生にその子のことを把握しろっていうのはなかなか難しいことだと思うんです。中学校でも高校でもそうです。ずっと見ている私たち親が、やってはいけないルールを教えていけないといけない。親がしっかりいじめに関しては向きあっていかないと学校の先生たちにだけ任せではおけないっていうことを、校長会にも保護者の方にもどんどん言ってもらわないといけないんじゃないかと私は思います。保護者も先生も子どもを良くしたいというのはひとつだと思うんです。それに向かって松阪の教育委員会としても私たち委員としてもいろいろ議論しあっていきたいなと思っています。

委員長 他にありませんか。

事務局 (第8回松阪シティマラソンについて説明)

事務局 次回の教育委員会定例会は、11月19日(月)午後4時から教育委員会室でお願いします。

委員長 これで第12回教育委員会定例会を終わります。